

保険法現代化が生命保険実務に与える影響

第一生命 田口 城

「保険法の見直しに関する中間試案」で掲げられた論点のうち、生命保険実務への影響が特に大きい項目について考察を行う。

1. 全般

(1) 生命保険に期待される役割

- ・ 少子高齢社会における私的保障制度の充実。安心かつ安価な保険の提供。

(2) 保険法改正に対する期待

- ・ 契約者保護、合理的商品開発の余地、効率的かつ公平・衡平な事業運営の確保。

2. 各論

(1) 告知義務制度へのプロ・ラタ主義の導入

ア. 中間試案の内容・現行実務

- ・ 告知義務違反の効果として、A 案) 現行通り (オール・オア・ナッシング主義)、B 案) 重過失の告知義務違反へのプロ・ラタ主義の導入が提案された。
- ・ 現行実務では、故意・重過失による告知義務違反に対し、契約を解除し、解約返戻金相当額を返還。この場合、重過失の用法には、(ア) 故意に準ずるもの、(イ) 過失の程度の重いものがあるが、(ア) の場合に限定して契約解除を行う。告知義務違反と保険事故との間に因果関係がない場合、保険金全額を支払う。

イ. 実務への影響・考察

- ・ B 案には、① 故意と重過失との区分が困難、② ①の結果、正しい告知を行うインセンティブが低下する、③ 遑って加入時の健康状態を把握できないケースも多い等の実務上解決すべき課題がある。
- ・ プロ・ラタ主義を採用する国は、① 軽過失の場合にまでオール・オア・ナッシング主義を貫き、かつ何らの返戻金も返還しないことの過酷さを解決することを趣旨とする、② 告知義務違反と保険事故との間に因果関係がない場合にも告知義務違反が問われる国が多い、③ 告知書の質問内容が明確・具体的であれば、

告知義務違反の事実判明によりその故意が推定される、④告知義務違反が軽過失による場合も比例減額が行われる国が多い、等の点で我が国と相違する。

- ・我が国の告知義務違反による制裁対象者はプロ・ラタ主義を採用する国においても保険金の支払を受けることはない。契約者保護と分かり易さという観点から、プロ・ラタ主義ではなく現行制度維持が望ましい。但し、その場合も告知書が明確・具体的であることが前提であり、保険者はその前提維持と告知に係る実務を一層分かり易くする不断の努力が必要。なお、プロ・ラタ主義採用との結論の場合、諸外国と同様、「故意に準ずる」とされる重過失につき故意が推定されるべき。

（２）未成年者を被保険者とする死亡保険

ア．中間試案の内容・現行実務

- ・未成年者を被保険者とする死亡保険につき、①被保険者同意の代理は親権になじまない、②保険金額を葬儀費用程度（300～500万円程度）に制限すべきとの考え方につき、引き続き検討を行うとされている。
- ・未成年者の保険の市場占率は約2割弱であり、親権者が被保険者同意を行うこととされている。実務上は死亡のみを保険事故とする（未成年者の）保険は販売されておらず、引受限度額も成年者の保険と比べて引き下げられている。

イ．実務への影響・考察

- ・生存保険や傷害・疾病保険は、死亡保険との混合保険であるがゆえ商品化が可能となる面がある。死亡保険金額の制限は満期保険金額や高度障害保険金額をも制限する結果を生じさせる可能性がある。
- ・保険者には保険悪用を未然防止する責務があり、現在、未成年者である被保険者の故殺割合が顕著に高い事実はない。この点、保険者の取組み状況が不十分と評価される場合、保険悪用の未然防止を目的とした規律が必要だが、契約法による金額制限は保険の社会的活用の道を塞ぐ最も厳しい方策であり、他のアプローチを探るべき。なお、未成年者を身上監護するのは親権者であり、意思能力のない未成年者の被保険者同意は親権者が行うことが望ましい。